（№　L-2022-004）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発信日　　2022年11月02日 | 受信日　　　　年　　　月　　　日 |
| 会社名　安藤ハザマ | 反映対象バージョン：実装規約 |
| 企業識別コード　211040 | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 1 |
| 部署名　　経営戦略本部DX戦略部システム開発基盤グループ | 事務局処理記入欄 |
| 担当者名　西村高志 |
| 連絡先 TEL: 03-3575-6097 FAX: 03-6234-3709 |
| 件名　適格請求書に必要な記載事項対応のデータ項目は例示､各社裁量を記載 |

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）

【要求内容】

1. 改訂対象

・②取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）　に係る､CI-NET LiteS実装規約のデータ項目

適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応の改訂

1. ｢B.Ⅶ.出来高・請求・立替金・契約打切｣
2. ｢B. Ⅸ.工事請負契約外取引｣
3. 問題点

仕入控除の要件として適格請求書には「取引年月日(課税資産の譲渡等を行った年月日)」を記載する必要がある。

しかし、インボイス制度の必要な記載事項の、②取引年月日について、CI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0(20220817)では､請求メッセージにおける対応する項目として「[1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄　等の項目を利用する。）」と記載されている(下記参照)｡

|  |
| --- |
| CI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0(20220817)より抜粋B.Ⅶ.出来高・請求・立替金・契約打切適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応として適格請求書に必要な記載事項請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる① [1013]受注者名、 [1309]受注者適格請求書発行事業者登録番号② [1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄　等の項目を利用する。）③ 単一の課税分類のみを取り扱い、取引内容は[1213]品名・名称､[1214]規格・仕様・摘要に、軽減税率である旨は[59]課税分類コードに記載④ 単一税率のみを取り扱い、税率および対価の額は、[1004]消費税率、[1112]今回請求金額計(税抜き)、[1097]最終帳票金額（税込み）に記載 ⑤ 単一税率のみを取り扱い、消費税額等は[1096]消費税額に記載⑥ [1024]発注者名 |

この記載は、[1008]帳票年月日の定義を、取引年月日に変更することとなると懸念された。請求メッセージ以外の請求確認､立替金報告､立替金確認､契約外請求および契約外請求確認メッセージにおいても同様の記載案となっている｡

また、その後のベンダ調査にて、以下の意見があげられた。

* ゼネコン4社において、請求の帳票年月日に取引年月日を設定する運用に切り替えるという意識はなく、またそのような仕様では困る

そこで、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応では適格請求書に必要な記載事項①~⑥に対応するデータ項目を示すが､それらは例示で各社の裁量で決めて頂くこととし、語句「等」を使用して、例の記載にとどめることを提案する。

* 1. ｢B.Ⅶ.出来高・請求・立替金・契約打切｣について

変更前

----------開始----------

2.適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり｡

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）

③ 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合、その旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率

⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

･｢税率ごとに区分｣とは､消費税10％、軽減税率8％および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお､国税庁ホームページにて｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣を公開している｡

｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\_01.htm

請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

* + 1. [1013]受注者名、 [1309]受注者適格請求書発行事業者登録番号
		2. [1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄　等の項目を利用する。）
		3. 単一の課税分類のみを取り扱い、取引内容は[1213]品名・名称､[1214]規格・仕様・摘要に、軽減税率である旨は[59]課税分類コードに記載
		4. 単一税率のみを取り扱い、税率および対価の額は、[1004]消費税率、[1112]今回請求金額計(税抜き)、[1097]最終帳票金額（税込み）に記載
		5. 単一税率のみを取り扱い、消費税額等は[1096]消費税額に記載
		6. [1024]発注者名

立替金報告メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

* + 1. [1024]発注者名、 [1310]発注者適格請求書発行事業者登録番号
		2. [1008]帳票年月日もしくは[1205]明細年月日（明細別参照帳票年月日）

　　　　立替金報告メッセージでは内訳明細で使用するため

* + 1. [1213]品名・名称、[1214]規格・仕様・摘要、[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率
		2. [1365]適用課税分類コード、[1366]適用消費税率、[1397]適用区分別明細金額計
		3. [1398]適用区分別消費税額
		4. [1013]受注者名

----------終了----------

変更後

----------開始----------

2.適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり｡

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）

③ 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合、その旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率

⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

･｢税率ごとに区分｣とは､消費税10％、軽減税率8％および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお､国税庁ホームページにて｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣を公開している｡

｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\_01.htm

請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

* + 1. [1013]受注者名、 [1309]受注者適格請求書発行事業者登録番号
		2. [1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄　等の項目を使用する）
		3. 単一の課税分類のみを取り扱い、取引内容は[1213]品名・名称､[1214]規格・仕様・摘要に、軽減税率である旨は[59]課税分類コードに記載
		4. 単一税率のみを取り扱い、税率および対価の額は、[1004]消費税率、[1112]今回
		5. 単一税率のみを取り扱い、消費税額等は[1096]消費税額に記載
		6. [1024]発注者名

立替金報告メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

* + 1. [1024]発注者名、 [1310]発注者適格請求書発行事業者登録番号
		2. [1008]帳票年月日もしくは[1205]明細年月日（明細別参照帳票年月日）

　　　　立替金報告メッセージでは内訳明細で使用するため

* + 1. [1213]品名・名称、[1214]規格・仕様・摘要、[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率
		2. [1365]適用課税分類コード、[1366]適用消費税率、[1397]適用区分別明細金額計
		3. [1398]適用区分別消費税額
		4. [1013]受注者名

※請求メッセージおよび立替金報告メッセージにおける対応する項目は、一例であり各社の裁量で対応する項目を設定する｡

----------終了----------

* 1. ｢B. Ⅸ.工事請負契約外取引｣について

変更前

----------開始----------

2.適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり｡

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）

③ 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合、その旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率

⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

･｢税率ごとに区分｣とは､消費税10％、軽減税率8％および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお､国税庁ホームページにて｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣を公開している｡

｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\_01.htm

工事請負契約外請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

* + 1. [1013]受注者名、 [1309]受注者適格請求書発行事業者登録番号
		2. [1008] 帳票年月日もしくは[1205]明細年月日（明細別参照帳票年月日）

　　　　工事請負契約外請求メッセージでは内訳明細で使用するため

* + 1. [1213]品名・名称、[1214]規格・仕様・摘要、[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率
		2. [1365]適用摘用課税分類コード、[1366]摘適用用消費税率、[1397]適用区分別明細金額計
		3. [1398]適用区分別消費税額適用区分別消費税額
		4. [1024]発注者名

----------終了----------

変更後

----------開始----------

2.適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり｡

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）

③ 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合、その旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率

⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

･｢税率ごとに区分｣とは､消費税10％、軽減税率8％および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお､国税庁ホームページにて｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣を公開している｡

｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\_01.htm

工事請負契約外請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

* + 1. [1013]受注者名、 [1309]受注者適格請求書発行事業者登録番号
		2. [1008] 帳票年月日もしくは[1205]明細年月日（明細別参照帳票年月日）

工事請負契約外請求メッセージでは内訳明細で使用するため

* + 1. [1213]品名・名称、[1214]規格・仕様・摘要、[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率
		2. [1365]適用摘用課税分類コード、[1366]摘適用用消費税率、[1397]適用区分別明細金額計
		3. [1398]適用区分別消費税額適用区分別消費税額
		4. [1024]発注者名

※工事請負契約外請求メッセージにおける対応する項目は、一例であり各社の裁量で対応する項目を設定する｡

----------終了----------

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）

【要求の理由】

仕入控除の要件として適格請求書には「課税資産の譲渡等を行った年月日」（取引年月日）を記載する必要がある。

一方で、ゼネコン各社で運用が異なるため、[1008]帳票年月日を適格請求書の取引年月日の一例として示しつつも、各社の裁量で対応する項目を設定できることとして、規約の修正を求める。

【既存ユーザ等への影響】

ユーザが困惑しないように、インボイス制度とあわせ教宣が必要となる。

（№　L-2022-004）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2022年11月02日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）適格請求書等保存方式記載事項｢取引年月日｣への対応 |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 |  |  |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 |  |  |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか |  |  |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か |  |  |
| ⑤即時の対応が可能か否か |  |  |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か |  |  |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か |  |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか |  |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か |  |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)＜xxxx＞ |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |

2022/11/01

2022/10/30【調査】適格請求書等保存方式での取引年月日

報告

情報化評議会事務局

2022/10/30送信の調査メール

---開始---

CI-NET利用のゼネコン　各位

伺いたいこと質問1、質問2があります。

できましたら2022/10/31(月)までに、思惑だけでもご返信いただきますと助かります。

LiteS規約WG第4回2022/09/22(木)では、インボイス制度の記載要件である、②取引年月日について、議論頂きました。

その中で、

②取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）には、請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

1. [1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄　等の項目を利用する。

との記載があります｡

■質問1

請求、請求確認メッセージの場合、適格請求書②取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）には、「[1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄　等の項目を利用する」とのことは、よろしいでしょうか?

□適当

□不適当。質問2に記載する。

■質問2

適格請求書への対応として御社はどのデータ項目、方法をお考えでしょうか?

[　　　　　　　　　　　　　　　]

2022/08/22(月)に報告していますが、次期実装規約であるCI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0(20220817)は、以下に格納しています。

CI-NETホームページ

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/index.html

Topics　および　バナー5番目に掲載しています。

または、

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/kiyaku/index.html

---終了---

回答

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 質問1請求、請求確認メッセージの場合、適格請求書②取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）には、「[1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄　等の項目を利用する」とのことは、よろしいでしょうか? | 質問2適格請求書への対応として御社はどのデータ項目、方法をお考えでしょうか? | 備考 |
| 前田建設工業 | 適当｡月末日との案も社内ではでている｡ |  |  |
| 鹿島建設 | 適当 |  |  |
|  |  |  |  |